

「時間ぎりぎり事故の元、余裕を持って安全運転 ヨシ！」 平成27年度最優秀交通安全標語

自動車運転をする際によく耳にする言葉で「徐行」があります。徐行とは、車が直ちに停止できるような速度（おおむね時速10キロ以下の速度）で進行することをいいますが、道路交通法では交通の安全を確保するために、徐行しなければならない場所や場合が定められています。

そこで今回は、徐行しなければならない場所や場合についてまとめてみました。

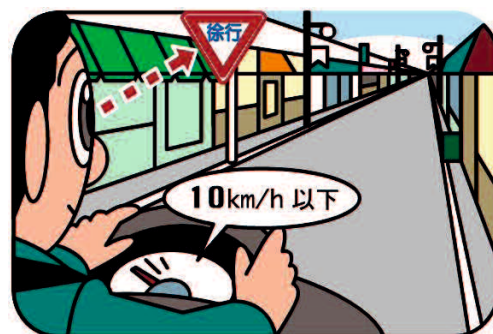
Ⅱ. 徐行が定められている場所や場合を確認しましょう

1. 徐行しなければならない場所

道路交通法第42条において、次の場所を通行するときは徐行しなければならないことが定められています。

① 徐行の標識がある場所

徐行の標識のある場所では、当然のことながら徐行しなければなりません。



② 信号機のない左右の見通しのきかない交差点

信号機のない左右の見通しがきかない交差点では、一時停止の標識や標示がない場合でも、徐行して交差道路から車や自転車などが接近していないかどうかを確認する必要があります。

* 優先道路を通行しているときは徐行義務はありません。



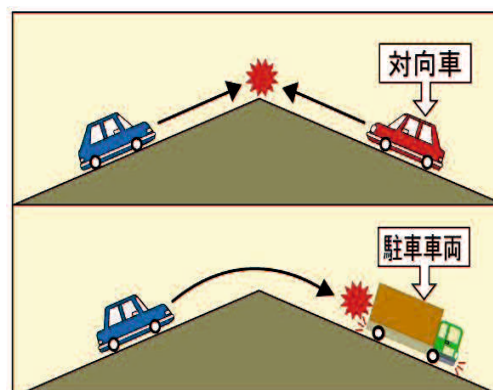
図1 上り坂で徐行せずに進行すると

③ 道路の曲がり角付近

徐行せずに曲がり角に接近すると、曲がりきれずに建造物に衝突したり路外に逸脱する危険があります。見通しの良い曲がり角であっても徐行義務は免除されていませんから、見通しの良し悪しにかかわらず徐行する必要があります。

④ 上り坂の頂上付近(図1)

上り坂の頂上付近は、その先が死角になります。対向車や駐車車両などの発見が遅れて衝突したり追突する危険がありますから、徐行して先の状況をよく確認する必要があります。



⑤ 勾配の急な下り坂

勾配の急な下り坂は加速がついて速度が出過ぎる危険がありますから、エンジンブレーキを十分に活用し、徐行して進行する必要があります。

2. 徐行しなければならない場合

徐行しなければならない場合については、交差点の左折時や右折時をはじめ、さまざまな定めがあります。それらの主なものをあげてみると、次のようになります。

① 交差点の左折時・右折時(図2)

左折時は、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、できる限り道路の左側端に沿って徐行し、右折時は、あらかじめその前からできる限り道路の中央に寄り、交差点の中心の直近の内側を徐行しなければなりません。

なお、左折・右折のいずれも、道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分を徐行して通行します。

(道路交通法第34条第1項、第2項)

② 道路外に出るための左折時・右折時(図3)

道路外に出るため左折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左端に寄り徐行して左折し、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の中央(当該道路が一方通行のときは、当該道路の右側端)に寄り徐行して右折しなければなりません。

(道路交通法第25条第1項、第2項)

なお、歩道や路側帯を横切る場合は、歩道や路側帯の直前で一時停止し、歩行者の通行を妨げないようにしなければなりません。

(道路交通法第17条第2項)

③ 歩行者の側方通過時に安全な間隔がとれないとき

歩行者の側方を通過するときは安全な間隔をとらなければなりません、安全な間隔がとれない場合には徐行しなければなりません。

(道路交通法第18条第2項)

④ こどもや身体障害者、高齢者等が通行しているとき

ひとり歩きの児童や幼児、身体に障害のある人、高齢歩行者等が通行しているときは、一時停止か徐行をして通行を妨げないようにしなければなりません。

(道路交通法第71条第2号、第2号の2)

⑤ 通学・通園バスの側方を通行するとき

児童、幼児等の乗降のために停車している通学・通園バスの側方を通過するときは、徐行して安全を確認しなければなりません。

(道路交通法第71条第2号の3)

⑥ 歩行者用道路を通行するときなど

警察署長の許可を受けて歩行者用道路を通行するとき(道路交通法第9条)や、ぬかるみや水たまりを通行するとき(道路交通法第71条第1号)、歩行者のいる安全地帯の側方を通過するとき(道路交通法第71条第3号)なども徐行しなければなりません。

図2

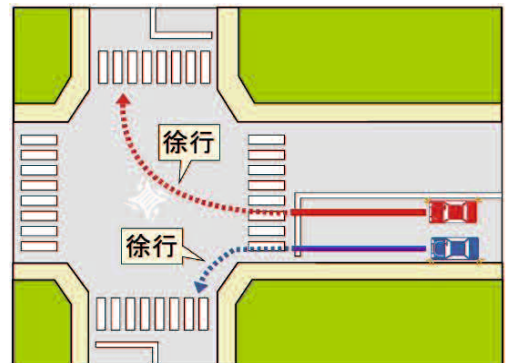
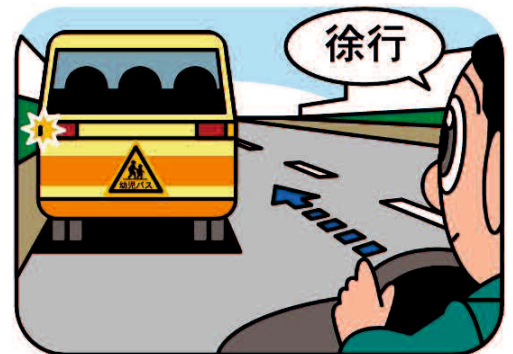
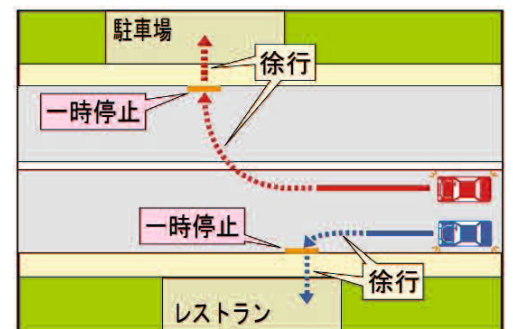


図3



Ⅲ. 今月のスローガン

いつもの交差点

「慣れ」と「急ぎ」が事故を呼ぶ